

石川労働局第14次労働災害防止計画（概要）

資料1

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

○計画の方向性

- 厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、**安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると周知する等、**事業者による安全衛生対策の促進**と社会的に評価される環境の整備を図っていく
- 引き続き、中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、**どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保する**とともに、誠実に安全衛生に取り組まず労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

○8つの重点対策

労働者の作業行動に
起因する労働災害
防止対策の推進

自発的に安全衛生対
策に取り組むための
意識啓発

高齢労働者の
労働災害防止対策
の推進

多様な働き方への対
応や外国人労働者等
の労働災害防止対策
の推進

社会的に評価される環境整備、
災害情報の分析強化、DXの推進

業種別の労働災害防
止対策の推進

個人事業者等に対す
る安全衛生対策の
推進

陸上貨物運送事業、
建設業、製造業、林業

労働者の健康確保
対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、
産業保健活動

化学物質等による
健康障害防止対策の
推進

化学物質、石綿、粉じん
熱中症、騒音、電離放射線

石川労働局第14次労働災害防止計画（概要）

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

【計画の目標】 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）を定める。

主なアウトプット指標	主なアウトカム指標
○ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
・ 転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50％以上とする。等	・ 転倒の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに5％以上減少させる。
○ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進	
・ 「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50％以上とする。	・ 60歳代以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
○ 労働者の健康確保対策の推進	
・ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80％以上とする 等	・ 仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を50％未満とする。



死亡災害：第13次防期間中の合計値の15％以上減少
死傷災害：第13次防期間中の最小値の5％以上減少

計画の重点対策

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・ 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）
- ・ 労働安全衛生におけるDXの推進（ウェアラブル端末等の新技術の活用及びその機能の安全性評価についてエビデンスの収集・検討） 等

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 「いしかわ小売業・介護施設＋Safe協議会」の運営と構成員による連携した取組の展開。
- ・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策の普及を図る。 等

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進（エッセンス版の周知啓発）

労働者の健康確保対策の推進

- ・ メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進 等

他、計8つの重点を定め対策を推進

石川労働局第14次労働災害防止計画

アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。	・転倒の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。 ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに30日以下とする。
・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲） ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。
(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・外国人労働者の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進	
・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。	・陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。	・建設業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。	・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。（再掲） ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲） ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。（再掲）	・小売業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。 ・社会福祉施設における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

石川労働局第14次労働災害防止計画

アウトプット指標とアウトカム指標

・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	（指標は立てず）石川県内の林業における死傷災害は発生が少なく(R5.12.では11人)、指標による減少値が小さくなるため目標値として適さないと考えるため。
--	---

アウトプット指標	アウトカム指標
（オ）労働者の健康確保対策の推進	
・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。	・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。	・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする	（指標は立てず）労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待
（カ）化学物質等による健康障害防止対策の推進	
・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。
熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	・増加が見込まれる熱中症による療養者数の増加率 を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。 当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりのアウトカム指標の達成を目指す。

- ・死亡災害については、第13次防期間中（2018年～2022年）と比較して、石川局第14次防期間中（2023年～2027年）の合計値の15%以上減少させる。
- ・死傷災害については、第13次防期間中（2018年～2022年）の一番少ない年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。

上記の死傷者数及び死亡者数は、新型コロナウイルス感染症によるり患者数を除く。

高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)を策定しました

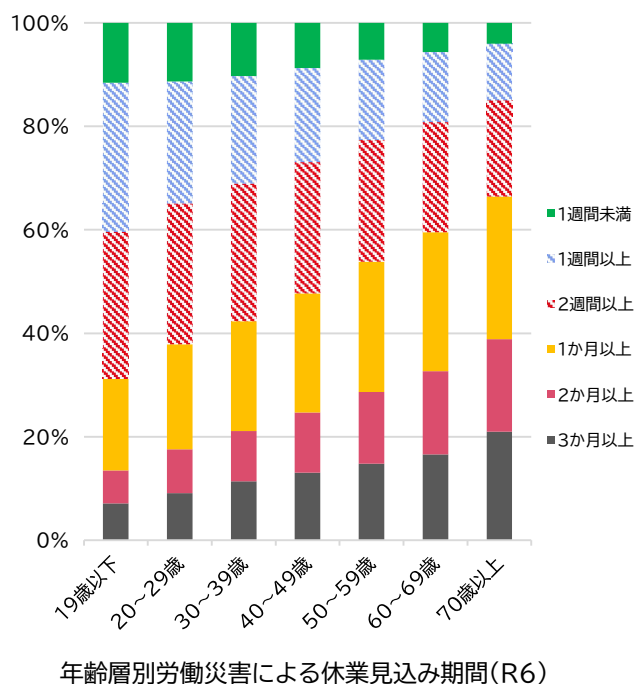
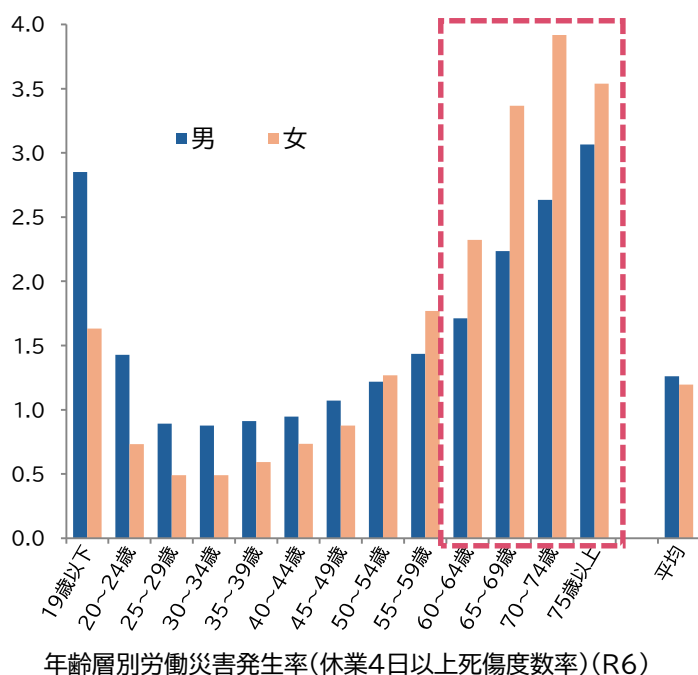
概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)を策定しました。

このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

[指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒](#)

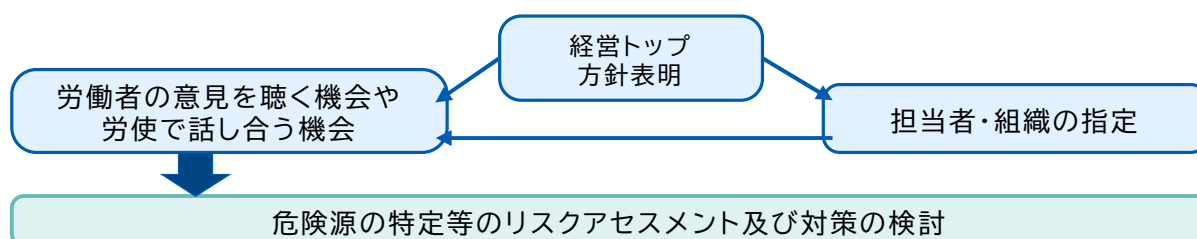
事業者が講ずべき措置

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- ・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合ひましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

ポイント!

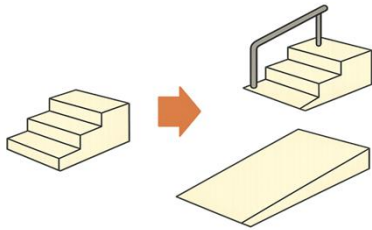
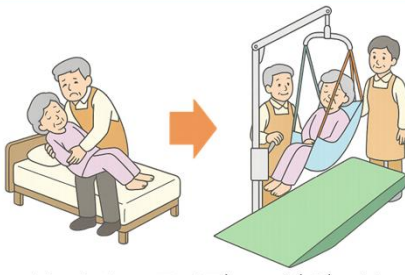
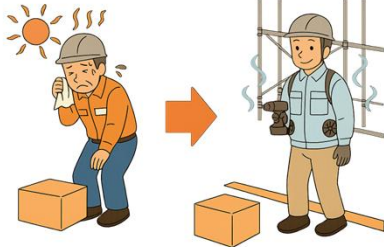
リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト（労働災害事例）に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。



2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
 階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする	 リフトやスライディングボード等の導入	 空調服の導入

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）についても検討しましょう。

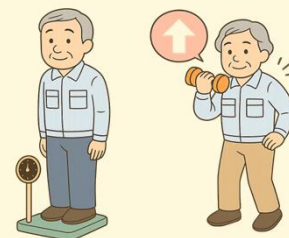
3. 高齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- ・ 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- ・ 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないように十分配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。



4. 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高齢者の状況に応じた業務の提供

高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

ポイント!

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

5. 安全衛生教育

高齢者に対する教育

- ・ 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- ・ 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

ポイント!

- ・ 管理監督者へは、高齢者の作業に無理がないかを把握する重要性を教育します。
(高齢者が実際に働いている現場を見て、声がけ等をする)
- ・ 教育の計画を立案する際に、複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項の両方を行うことが望ましいです。

労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努め、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要です。

国、関係団体等による支援

個別事業場に対するコンサルティング等の活用としては、中央労働災害防止協会の中小企業安全衛生サポート事業を、補助金については厚生労働省で実施するエイジフレンドリー補助金を、社会的評価を高める仕組みについてはSAFEアワード等を活用することができます。

中小企業安全衛生
サポート事業



SAFEアワード



エイジフレンドリー補助金について

補助金の目的

- ・ 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- ・ 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

エイジフレンドリー
補助金



対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業 種		常時使用する 労働者数 ※1	資本金又は 出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、[本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。](#) →



補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)～10月31日(土)

ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照)。

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の**高齢労働者（60歳以上）**が常時1名以上就労していること

I 専門家総合対策コース（職場環境改善・運動指導等） 以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

第1段階

A.労働安全衛生に係る専門家による リスクアセスメントの実施

【補助対象】

労働安全衛生に係る外部専門家による、
高齢労働者の特性に配慮したリスクア
セスメントを受けるに当たって必要な経費

補助率：4／5

上限額：100万円

(B、Cの間接補助金額を含む)
(消費税を除く)

※外部専門家の代わりに、自社の安全衛
生担当者によるリスクアセスメントを
実施し、その結果を踏まえて、右記の
第2段階の申請から行うことも可能で
す（その場合は第1段階の申請は不要
です）。

第1段階の申請期間は、
令和8年8月31日までと
なっております。
ご注意ください。



第2段階

B.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働 者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入そ の他の労働災害防止対策（熱中症対策は除く）

【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者
の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の
労働災害防止対策に要する経費（対象の高齢労働
者（役員、派遣労働者を除く）が補助対象に係る
業務に就いていること。）

補助率：1／2

上限額：100万円（A、Cの間接補助金額を含む。）

(消費税を除く)

第2段階

C.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働 者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防の ための運動指導等の取組

【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体
機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家
等による身体機能のチェック及び運動指導等に要す
る経費（役員、派遣労働者を除く労働者に対する取
組に要する経費に限ります。）

補助率：1／2

上限額：100万円（A、Bの間接補助金額を含む）

(消費税を除く)

II 熱中症対策コース

【補助率：1／2 上限額100万円（消費税を除く）】

【補助対象】

暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・装備の導入に要する経費

III コラボヘルスコース

【補助率：3／4 上限額 30万円（消費税を除く）】

【補助対象】

コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組（保険者への健康診断結果のデータ提供を含む）に要する経費

専門家総合対策（職場環境改善・運動指導等）

コースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ 専門家が実施します。 ■ は事務センターが実施します。

第1段階

第2段階

精算関係

【リスクアセスメントを自社で実施する場合】

① 事業者において、自社の安全衛生担当者等によりリスクアセスメントを実施し、⑦の交付申請書提出へ

約2カ月

必ず⑨の後に開始

⑦ 事業者が交付申請書類を提出（⑥のリスクアセスメント結果をもとに、労働災害防止対策の実施計画や見積等を添付）

⑧ 審査

⑨ 交付決定

⑩ 事業者が業者に発注（労働災害防止対策関係）

⑪ 補助対象の取組（機器等の導入・工事の施工、運動指導等）の実施、完了

⑫ 事業者が支払請求書類を提出

⑬ 補助金確定

⑭ 補助金支払

【リスクアセスメントを外部専門家に依頼する場合】

約1カ月

必ず③の後に開始

① 事業者が交付申請書類を提出（リスクアセスメント実施計画や経費の見積等を添付）

② 審査

③ 交付決定

④ 事業者が業者に発注（リスクアセスメント関係）

⑤ 専門家がリスクアセスメントを実施・完了

⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果書を事業者が発行

労働災害防止対策関係を実施しない

労働災害防止対策関係が不交付決定

「リスクアセスメント関係」のみの精算を行ってください

※ 安全衛生の専門家にリスクアセスメントを依頼する場合は、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」について、それぞれ交付申請が必要です（それぞれ審査、交付決定の手続があります）。

※ 補助金の支給請求（経費の精算）は、「⑫ 事業者が支払請求書類提出」の際に、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」の書類を一括して提出してください。なお、「⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果証明書を事業者が発行」後に、労働災害防止対策関係の取組を実施しないことにした場合や、「⑧ 審査」の結果、労働災害防止対策関係の補助について不交付の決定をされた場合は、「リスクアセスメント関係」のみ補助金の支払請求（精算）を行ってください。

熱中症対策コース、コラボヘルスコースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ は事務センターが実施します。

約2カ月

必ず③の後に開始

① 事業者が交付申請書類を提出

② 審査

③ 交付決定

④ 事業者が業者に発注

⑤ 補助対象の取組（熱中症対策、コラボヘルス）の実施、完了

⑥ 事業者が支払請求書類を提出

⑦ 補助金確定

⑧ 補助金支払

※共通の注意事項※

- この補助金の交付を受けるためには、補助金の交付申請後、審査を経て「交付決定」された後に、決定に従って取組を開始（専門家による指導、機器の購入、設備等の工事を発注）していただく必要があります。交付決定日より前に取組を開始（発注）していた場合は、補助金をお支払いすることができませんので十分注意してください。
- また、交付決定を受けた取組のすべてが完了する前（着手時点など）に業者等に代金等を支払った場合（いわゆる「前払い」）についても、補助金をお支払いすることができません。交付決定を受けた取組のすべてが完了した後に業者に代金等を支払い、その上で、期限までに実施報告と補助金の支払い申請を行ってください。

- **60歳以上の高年齢労働者**が安全に働くことができる環境の整備のため、労働安全衛生に係る専門家等による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費と、その結果を踏まえ実施する優先順位の高いリスクの低減措置（機器等の導入や工事の施工等）及び専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します。

第1段階（労働安全衛生の専門家によりリスクアセスメントを実施する場合）

※ 労働安全衛生の専門家とは・・・労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体系（昭和39年法律第118号）第12条に規定する安全管理士又は衛生管理士 等

A. 労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施

労働安全衛生に係る専門家による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費を補助します。



・高年齢労働者の**具体的な労働災害防止対策**が分からない。
・リスクアセスメントの正しい実施方法が分からない。

・高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を提案します。



リスクアセスメントの様式はHPに掲載しております。

HPの参考資料をご参照ください→



外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者等（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等。事業主が兼任可能）によるリスクアセスメントを実施して、その結果を踏まえて、以下の第2段階の申請を行うことも可能です。この場合は、第1段階の申請はできませんので、第2段階から申請してください。

第2段階（職場環境改善の取組）

B. リスクアセスメントの結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費

● 具体的には、次のような労働災害防止対策の取組が対象となります ●

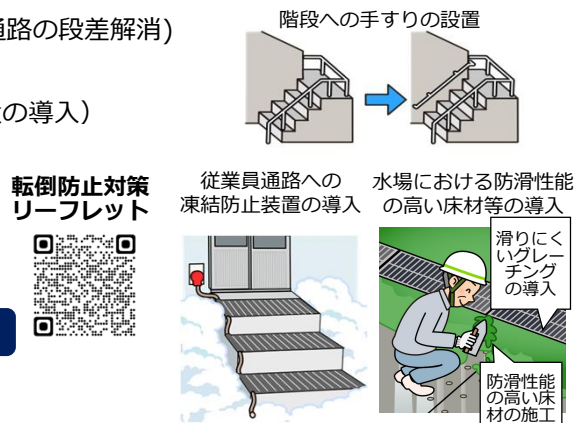
（ア） 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策（作業場所の床や通路の段差解消）
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策
（水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入）
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2m未満の物）

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)



（イ） 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（動作の反動・無理な動作対策）

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）の修得のための教育の実施

重量物搬送機器の導入



アシストスーツの導入



移乗介助サポート機器の導入



（ウ） その他の高年齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

- ★ 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いていることが条件です。
- ★ 個人が着用する機器や装備（例えばアシストスーツ等）の導入については、対策に関わる高年齢労働者の人数分限り補助します。
- ★ 機器を複数の作業場所で利用する場合でも、補助は機器を使用する高年齢労働者の人数分が上限となります。

第2段階（運動指導等の取組）

C. リスクアセスメントの結果を踏まえた高年齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組に要する経費

補助対象となる取組

- 
- ① 専門家を事業場に招き、対象労働者に対する身体機能のチェック評価を受ける
- 
- ② 専門家が、①の結果に基づき、対象労働者に対して運動指導（対面指導）を実施する
- 
- ③ ②の効果の確認のため、専門家による対象労働者の身体機能の改善等のチェックを受ける。

※ 専門家とは・・・理学療法士、健康運動指導士等

※注意事項※

- ・転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。
- ・補助対象となる取組について、左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。
- ・①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。（例えば、①を1回実施後、②を3回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。）
- ・①～③の実施について、安全性を確保するため、専門家との対面による実施に限り（オンラインによる実施は補助対象外です。）。
- ・物品の購入（動画の作成を含む）は認められません。
- ・支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し（10名分）を提出していただきますので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご注意ください。
- ・運動指導（転倒防止）申請にあたり、必須となる転倒等評価セルフチェック票はエイジフレンドリー補助金HP→に掲載しています。（参考資料をご参照ください）



- 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します（役員を除き、自社の労災保険適用労働者に対する取組に限り）

C. 労働安全衛生の専門家による安全衛生教育の取組

- 労働安全衛生の専門家を活用し、高年齢労働者の特性を踏まえた安全衛生教育の受講に当たって必要な経費を補助します。

※ 労働安全衛生の専門家とは・・・労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第12条に規定する安全管理士又は衛生管理士 等

II 熱中症対策コース 【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

- ◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入

- ◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・体温を下げるための機能のある服や装備
- ・作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー
（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る 等）

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・アイススラリー又は保冷剤を冷やすための専用の冷凍ストッカー
（アイススラリー又は保冷剤を保冷できる機器で、最大は400Lまで）

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

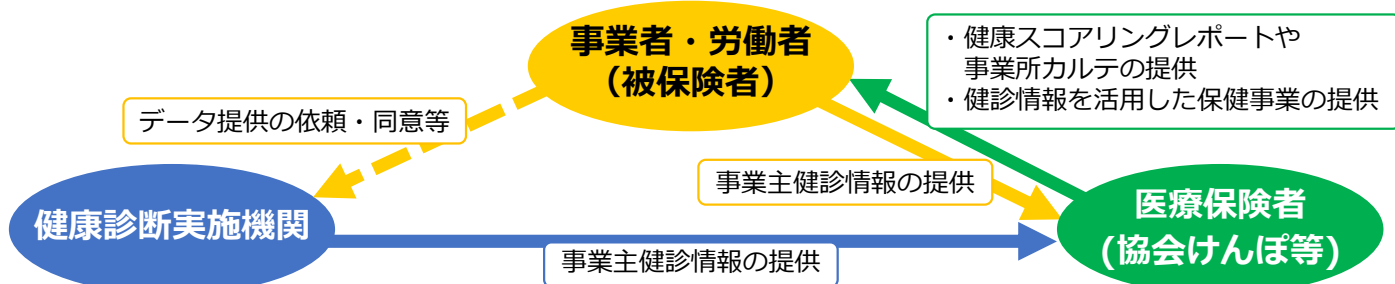
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）



事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です

コラボヘルス：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行すること。



申請に当たって必要な資料

①：医療保険者から提供される「健康スコアリングレポート」や「事業所カルテ」の写し

※ 1：申請企業・法人名の記載があるもの

※ 2：労働者数が少ない等で「事業所カルテ」等の提供を受けられない場合は、
健診結果を保険者に提供することについての、健診機関への同意書・契約書などを提出いただく必要があります。詳細はHPをご確認ください。

②：取組内容がわかる資料

研修資料や、システムの詳細等を示した資料が必要です。詳細はHPをご確認ください。

補助対象となる取組	取組の詳細	備考・注意点
健康教育・研修等	健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等 ※ メンタルヘルス対策は健康スコアリングレポート等に基づく他の健康教育等とセットで申請する必要あり ※ 腰痛予防を目的とした運動指導は別コース	・産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの ・専門家との対面による実施に限ります（ オンライン開催不可 ）。
システムの導入	健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入	・システム導入の初期経費のみ ・PCの購入は対象外
栄養・保健指導	栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置	・健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は対象外 ・専門家との対面による実施に限ります（ オンライン開催不可 ）。

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業 種		常時使用する 労働者数 ※ 1	資本金又は 出資の総額 ※ 1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	5 0 人以下	5,0 0 0 万円以下
サービス業	医療・福祉（※ 2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、 物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	1 0 0 人以下	5,0 0 0 万円以下
卸売業	卸売業	1 0 0 人以下	1 億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	3 0 0 人以下	3 億円以下

※ 1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※ 2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

交付申請書受付期限 令和8年10月31日(当日消印有効)
※専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日

支払請求書受付期限 令和9年1月31日(当日消印有効)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
(ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp/>)

関係書類
送付先

申請書類は郵送またはJグランツで申請ください(メールでの申請はできません)
(郵送の場合) 〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
エイジフレンドリー補助金事務センター
(Jグランツの場合) <https://www.jgrants-portal.go.jp/>
交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください
封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では
送付しないでください。

お問合せ先

申請担当

電話: 03(6381)7507
FAX: 03(6809)4086

支払担当

電話: 03(6809)4085
FAX: 03(6809)4086

受付時間

平日10:00~12:00/13:00~15:00
(土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません)
<8月10日~8月14日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く>

参考: 高年齢者の労働災害防止のための指針 ポイント
(令和8年4月1日から適用)



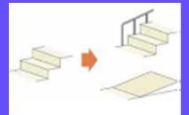
1. 安全衛生管理体制の確立

- 経営トップ(社長など)が高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。



2. 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入等改善を行います(ハード面の対策)
- 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容の見直しを行います(ソフト面の対策)



3. 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し、必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

体力チェック例(転倒等リスク評価セルフチェック票)



4. 高年齢労働者の健康や体力に応じた対応

- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の観点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」に基づく取組に努めます。
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。



5. 安全衛生教育

- 労働者と関係者に高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)



参考: 職場改善ツール
「エイジアクション100」チェックリスト



外国人労働者向け安全衛生教育教材 を労働災害防止にご活用ください

最大14言語・幅広い業種等に対応しました

厚生労働省は、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。外国人労働者の労働災害防止にお役立てください。

マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視聴覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。

▶教材はこちらから <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>

▶動画教材（YouTube）のチャンネル登録はこちらから <https://www.youtube.com/user/MHLWanzenvideo/>

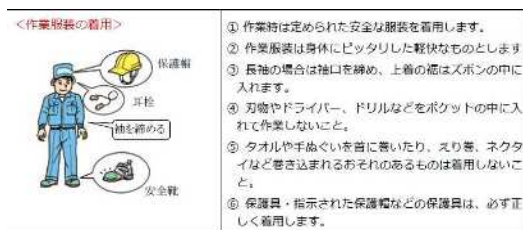


例) 転倒防止の注意：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身についていません。労働災害を防止するには、雇い入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の教材を作成しています。

▶教材はこちらから <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>



例) 安全な服装のマニュアル：14言語対応（画像は、日本語・スペイン語・中国語）



技能講習補助教材

外国人労働者が技能講習時に専門的用語を理解しやすいよう、技能講習別の補助教材を作成しています。

▶教材はこちらから https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html

荷重中心とフォークの長さ

Load Center and Fork length

Trọng tâm tải và chiều dài càng nâng



例) 講習用パワーポイント（フォークリフト運転）：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）



労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

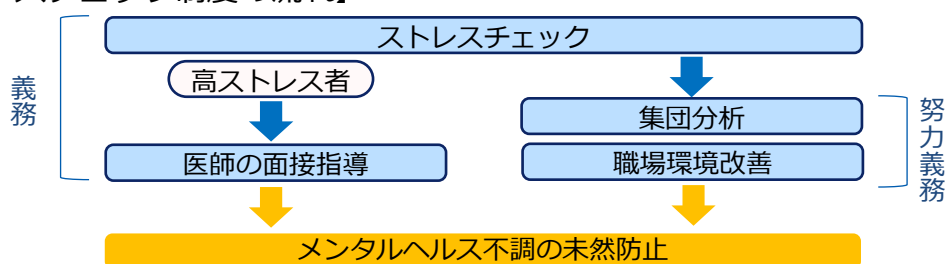
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

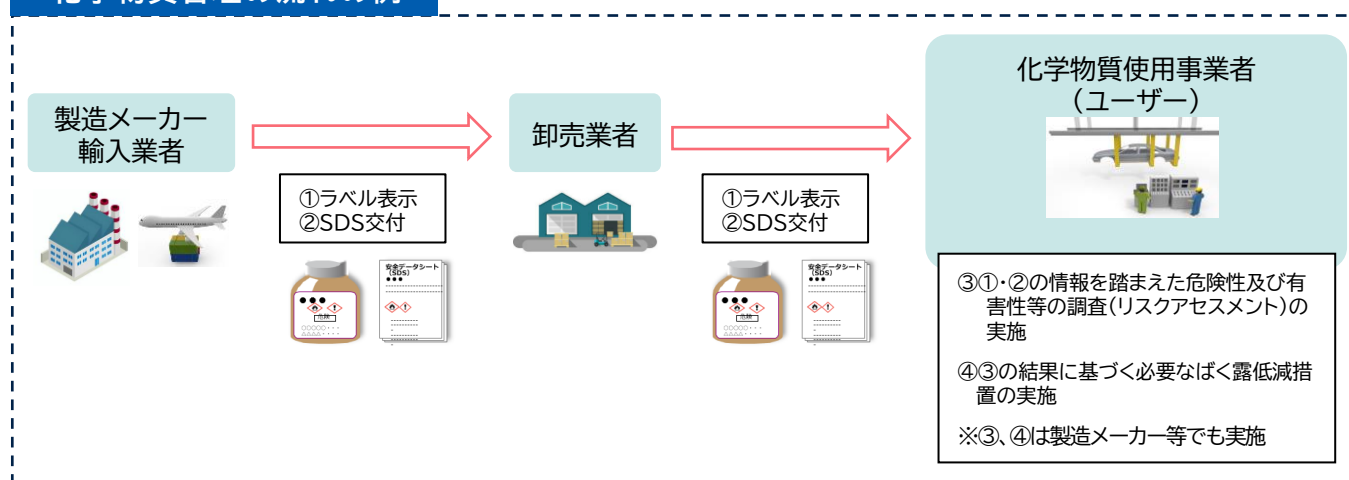


3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



(2)営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3)個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

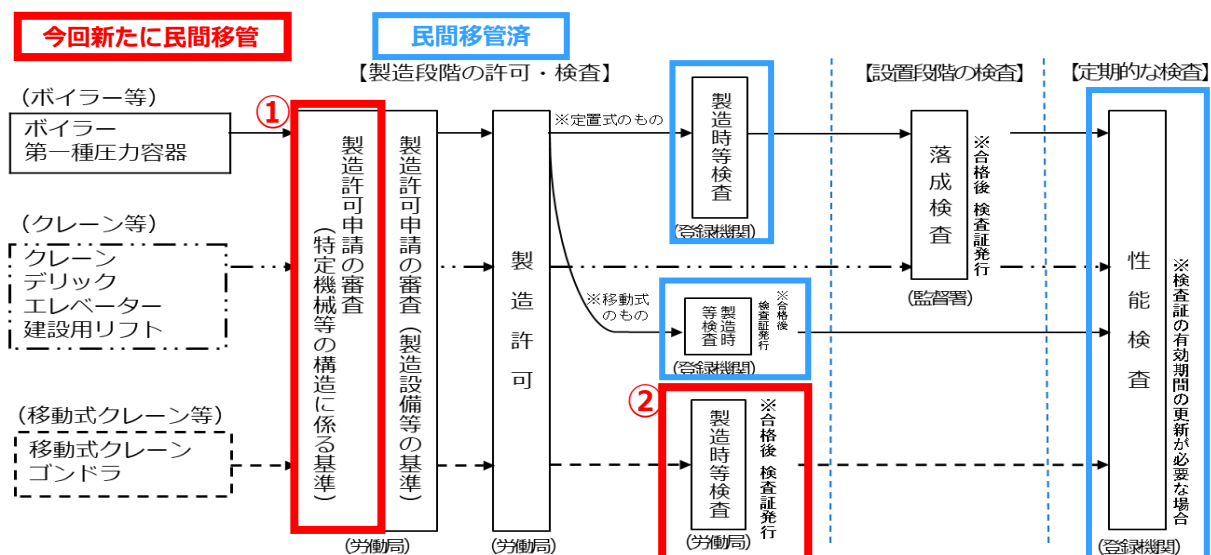
4 機械等による労働災害防止の促進等

(1)特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



建設業の一人親方等に仕事を 発注する事業者のみなさまへ

厚生労働省では 2014 年から一人親方等の死亡災害の発生件数を把握して公表しています。建設現場における一人親方等の業務上の災害も非常に多く発生しています。

みなさまが一人親方等に発注する際に必要と思われる事項をご確認ください。

建設業の死亡災害発生状況

(人)



※労働者には一人親方等の数は含まれていません

直近5年間（2020～2024）の建設業の労働災害による死者数（年間平均）は
254 人

一方、一人親方等の死者数（年間平均）は
80 人

事故の型別では
「墜落・転落」の占める割合が
約 65%と最も高い



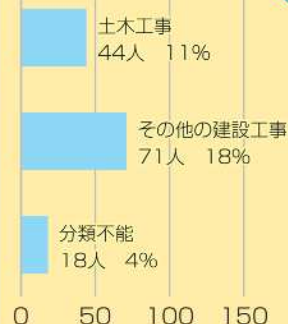
2020～2024年の5年間で400人もの一人親方等が亡くなられています

一人親方等の死亡災害

半数以上が建築工事で発生

建築工事

267人 67%



建築工事の内訳では…

木造家屋建築工事 97 人
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋工事 48 人
その他の建築工事 122 人

墜落・転落が6割

墜落・転落

261人 65%



発生した場所でみると…

屋根、はり、もや、けた、合掌 74 人
足場 68 人
はしご等 45 人
その他 82 人



(1) 元請等の事業者が一人親方等に仕事を発注する際に遵守すべき事項

①一人親方等の就労状況を把握する

一人親方等に仕事を依頼し就労させる場合には、「再下請負通知書」等を提出させることにより、先次の協力会社や元請が一人親方等の就労状況を把握できるようにします。再下請負通知書が提出されないままだと、工事関係者に一人親方等が就労していることが伝わらず、毎日の安全工程打合会で検討される翌日の作業内容が一人親方等に十分に周知されないままとなり、災害が発生する原因となります。

②作業間の連絡と調整を怠らない

特定元方事業者（建設業及び造船業の元請）は、混在して作業することによる災害を防止するため、一人親方等を含む混在作業に関連するすべての関係請負人と作業間の連絡及び調整をする必要があります。特に、周辺での作業を把握していなかったために災害が発生しやすい車両系建設機械や移動式クレーンを用いて作業する場合の作業計画等は、一人親方等とも情報を共有するとともに、災害の危険がある場合は、作業間の連絡と調整をする必要があります。また、下請事業者が一人親方等を使用する場合には、下請事業者と同様に調整等をするよう指導します。

③新規入場者教育を必ず実施し、独り作業等を管理する

一人親方等は独りで作業することがほとんどであり、その分、不安全行動を他から注意される機会が稀になります。また、一人親方等は途中から現場に入退場することから、途中入場時には、当日の安全指示や注意事項を職長に必ず確認してから作業し、途中退場時には、災害発生の有無を職長に必ず報告させるよう指導しましょう。特に新規入場時教育（下記（3）参照）は必ず受講させ、現場のルールをよく理解させましょう。また、一人親方等は、スポット作業となることも多く、工事関係者に報告することなく、勝手に作業した結果災害が発生してしまった事例もあります。一人親方等の作業を常に把握し不安全な状態で作業していないか確認しましょう。

(2) 一人親方等に講ずべき安全衛生対策

①KY活動と始業前点検を徹底させましょう

KYは安全の要です。しかし、一人親方等のKYは「一人KY」とならざるを得ません。「自問自答カード」を作成、使用して必ず「声だし」による「一人KY」を実施させましょう。

②資格の保有状況を確認してから作業させる

免許や技能講習、特別教育が必要な作業の場合には、事前に必ず必要な資格を確認し、保有してなければ取得してから作業させるようにします。

③作業を変更する時には、元請、協力会社への報告を徹底させる

一人親方等が先次の協力会社や元請に無断で作業を変更した結果、災害が発生することがあります。作業を変更する場合、協力会社の職長を通じて元請に必ず報告させ、元請の承認を得てから作業に取りかかるようにさせましょう。

(3) 一人親方等が現場入場時に共有すべき事項

新規入場者教育時に共有すべき主な内容は、以下のとおりです。

①所長の方針

元請や一人親方等が関係する協力会社の所長の安全衛生方針、重点実施事項等

②工事の概要

工事名称、工期、建物の構造、発注者、設計者、施工者名等

③施工を管理する体制

元請工事事務所の組織、安全衛生管理体制等

④現場の配置図

現場の施工範囲、工事事務所への出入り口、通路、休憩所、トイレ、喫煙場所等を図示

⑤車両・通勤・交通

現場の始業時刻、工事車両（通勤車両、資機材搬入車両等）の入場ルート、工事用駐車場の位置、現場入退場の方法、現場内の制限速度、高さ制限等の車両走行時の現場ルール等

⑥基本的な事項

朝礼、TBM、KY活動への参加、保護具の着用、有資格者の配置、持ち込み機械の点検や許可ルール、必要となる養生措置、火災や事故発生時の報告等

⑦現場の独自ルール

現場の施工環境、近隣協定等の遵守事項や所長方針等の現場独自のルール

⑧品質・環境・その他

施工要領書や作業手順の遵守、施工出来ない場合の元請社員との協議、整理整頓・清掃の実施、産業廃棄物の分別と指定場所への廃棄、煙草の吸殻の始末等

⑨一人親方等の遵守事項

職長会活動、作業間連絡調整会議への積極的な参加、KY用紙・作業安全指示書の記入、作業終了時の報告など一人親方等の遵守すべき事項

(4) その他必要と思われる事項

①重点実施事項

一人親方等には以下の3点を励行させることとし、パトロールの際などに重点的に点検することとします。

- ・現場の安全設備の不具合を発見したら改善を申し出ること
- ・現場の安全設備を取り外したら必ず元に戻すこと
- ・ひと作業ひと片付けで作業を進めること

②安全運動

現場の実作業で次の運動や活動を実施させ、習慣として定着させます。

・声掛け運動

現場での挨拶は「声掛け運動」の基本です。保安帽の見やすい場所に氏名を記載し、挨拶時に名前を呼び合うようにしましょう。声掛け運動の本来の狙いは、作業員の不安全行動を見逃さず、不安全行動を注意することにあります。体調不良の作業員に「大丈夫か？」など、優しい声掛けも併せて行うとよいでしょう。

・KY活動

以前は現場での朝礼を実施した後、TBM時に安全広場で行っていましたが、最近では、「現地KY」が普及しています。一人親方等は現地で「一人KY」を行うことになりますが、危険予知を重点的にを行い、リスクアセスメント手法を取り入れた「一人KY」を実施するとより効果があるでしょう。

・指差呼称

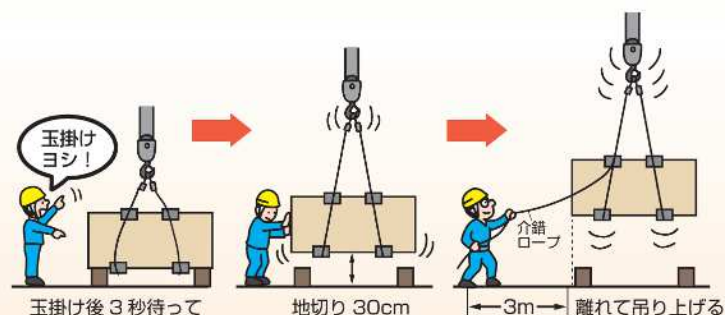
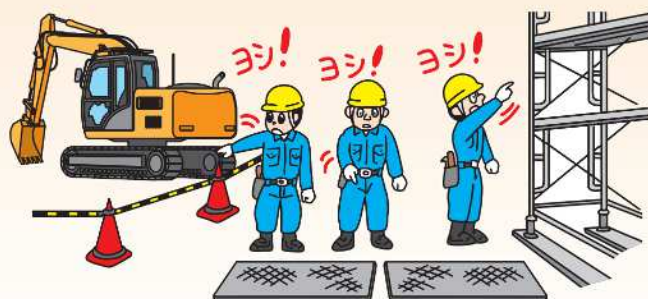
作業開始前に作業場所を指差呼称しながら点検しましょう。視線に指を添えて見て声を出して確認することで見たくない現場の不具合を発見できることがあります。大きな声でなくてもよいので、「指差」して持場を点検してください。元請も指差確認しながら現場を巡視するのも「指差呼称」を定着させる確かな方法の一つです。

・ヒヤリ・ハット

作業終了後に協力会社の職長が作業員全員からひやりしたり、はっとしたことの有無を聞き取り、あれば元請に報告させ、原因の究明と再発防止対策を講じます。必要に応じて翌日の朝礼で紹介するなどして災害の芽を事前に摘むことができます。

・その他

重機との接触災害を防止するための「グーパー運動」、吊り荷による飛来落下災害を防止するための「3・3・3運動」などがあります。それぞれの目的を理解させ、正しく行われるよう指導してください。



建設職人基本法に基づく基本計画（令和5年6月改訂）

建設工事従事者の安全及び健康の推進のため、基本計画が改訂され以下の事項が追加されています。

- 1 安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳明示する標準見積書の作成・普及
- 2 一人親方との取引の適正化及び必要経費を適切に反映した請負契約の確保
- 3 現場の安全性促進のため、建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野のDXにおける安全な工法等の研究開発・普及
- 4 処遇の改善及び地位の向上のため、新・担い手3法や労働基準法を踏まえた「働き方改革」の推進、処遇の改善、インフラ分野のDXの推進
- 5 墜落・転落災害の防止のため、①足場・屋上等の端、低所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害防止のためのマニュアルの作成・普及、②足場点検の確実な実施のための措置の充実、③一側足場の使用範囲の明確化
- 6 健康確保のため、①熱中症予防のための暑さ指数の把握と対策、②騒音による健康障害防止のための作業環境測定、健康診断、労働衛生教育、③解体・改修工事における石綿ばく露防止のための事前調査の実施、その結果に基づく作業の実施と記録の作成
- 7 多様な人材確保のため、①女性の定着促進に向けた現場の労働環境の整備、仕事と家庭の両立のための働き続けられるための環境整備、②増加する外国人労働者への安全衛生教育手法、ピクトグラム安全表示の開発、③「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組、転倒防止の取組

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約330人*もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

※ 2020年～2024年における建設業の死亡災害発生件数の平均

〇労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された「労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は
下記HPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html



**安全衛生経費について
お問い合わせ先**

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号 03 (5253) 8111 (内線24813、24816)

問
合
せ
先

手すり先行工法等ガイドラインについて 最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

■労働基準監督署一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

労基署 所在案内 検索



STOP！熱中症**いしかわ クールワークキャンペーン 2026**

～職場における熱中症**死亡ゼロ**を目指して～
熱中症予防対策に取り組みましょう

○令和7年の石川県内の職場における熱中症の発生状況

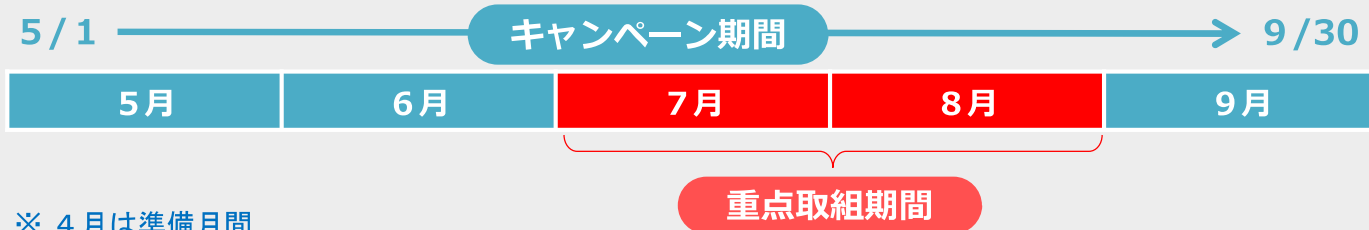
令和7年に石川県内では、**195人**の労働者の方が職場での熱中症により医療機関を受診しており、**過去10年で最多となりました**。そのうち、22人が4日間以上仕事を休みました。また、熱中症による死亡災害は過去3年連続で発生していましたが、令和7年においては発生しませんでした。

6月下旬から急激に気温上昇し、特に7月中旬～9月上旬は、最高気温※1が35℃を超え、暑さ指数（WBGT）※2は「危険」レベル（31℃以上）となる日が多くあり、熱中症も多く発生しました。

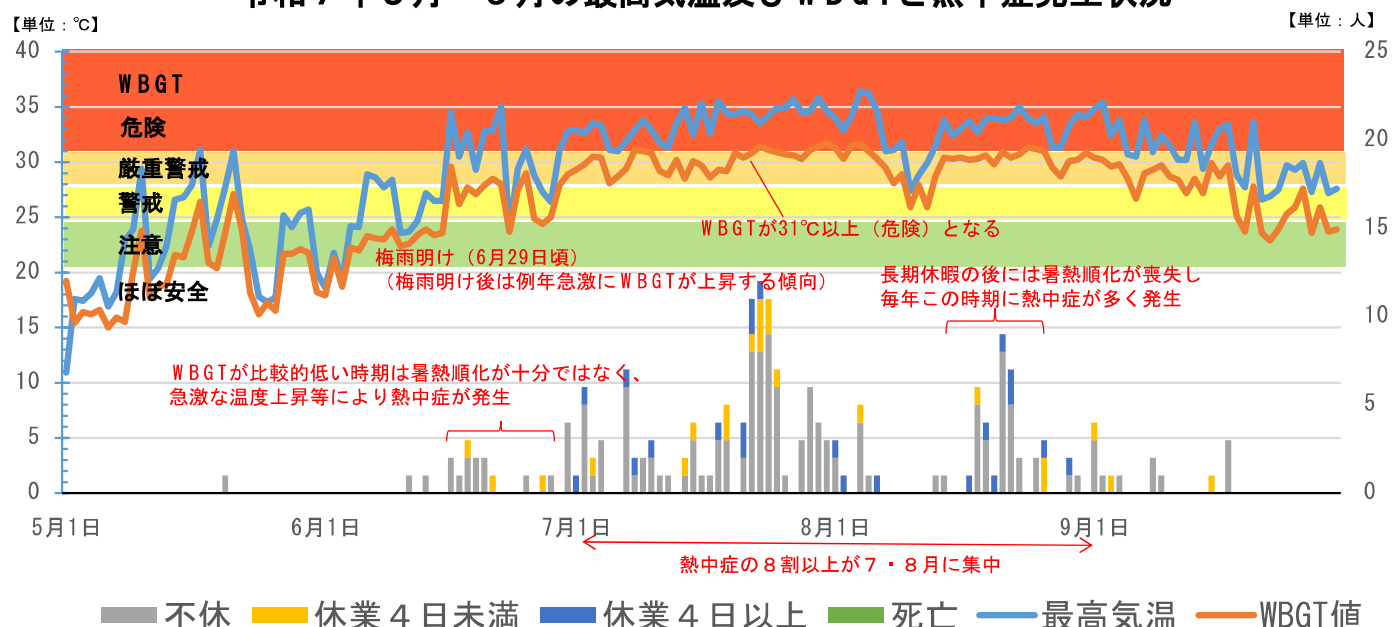
業種別では建設業が一番多く発生し68人（全体の35%）を占め、次に製造業で39人（全体の20%）を占めています。なお、屋外作業に限らず屋内作業でも多く発症しています。

●キャンペーン実施期間：令和8年5月1日から9月30日まで

石川県内では、熱中症の8割以上（158人）が7・8月に集中していることから、**石川労働局では7・8月を重点取組期間として取り組みます。**



令和7年5月～9月の最高気温及びWBGTと熱中症発生状況



※1 最高気温は金沢地方気象台による観測値

※2 WBGTは金沢市での環境省「熱中症予防サイト」の実況推定値（確定値）

※3 暑熱順化とは、体が暑さに慣れることです。暑い日が続くと、体は次第に暑さに慣れて（暑熱順化）、暑さに強くなります。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

石川労働局・各労働基準監督署

1. 熱中症とは

- 「熱中症」とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、次のような症状が現れます。
- 従来、症状によって、熱失神、熱けいれん、熱疲労、熱射病などに分類してきましたが、現在では、一連の症状を総称して「熱中症」と呼ぶようになりました。

I 度	めまい・立ちくらみ、大量の発汗、筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り）	重症度 
II 度	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下	
III 度	意識障害、ふらつき、けいれん発作（ひきつけ）、高体温	

2. 準備期間（4月）の実施事項

☐	労働衛生管理体制の 確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立 「熱中症の自覚症状がある労働者」や「熱中症のおそれがある労働者を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）について定めるとともに周知
☐	暑さ指数の把握の 準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
☐	設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐	休憩場所の確保の 検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
☐	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
☐	緊急時の対応の 事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等、②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順を事業場ごとにあらかじめ作成
☐	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施 【ガイド・教育動画】  【e-learning】 

3. キャンペーン期間中（5月～9月）の実施事項

WBGT指数計で作業現場のWBGTを確認！！
熱中症リスクを把握して、効果的な予防策を実施しましょう！！



暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

※ 地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

例年5～10月まで「環境省熱中症予防情報サイト」でWBGTの予報値・実況値の情報提供を行っています。

【環境省熱中症予防情報サイト】





暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じて、休憩や作業の中止を実施



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間を調整する。
※新規入職者や休み明けの労働者は、特に注意すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮
①糖尿病②高血圧症③心疾患④腎不全⑤精神・神経関係の疾患⑥広範囲の皮膚疾患⑦感冒⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認



健康状態の確認

巡視を頻繁に行いながら声をかける、パディを組む等お互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の対応

- ・あらかじめ作成した連絡体制や対応手順書等の周知徹底
 - ・少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順書等に基づき適切に対応
 - ・必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送付することなどにより身体を冷却
- ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

4. 重点取組期間（7・8月）にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請



暑熱順化者とは

「評価期間の少なくとも1週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいいます。

夏季休暇等で熱へのばく露が中断すると、4日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意しましょう。

長期休暇あけの人



たとえ数日間でも
暑い作業から離れると
慣れの効果はゼロに

WBGT基準値を超える場合の対応

- WBGT基準値を大幅に超える場合には、原則、作業を行わないようにしましょう。
- 暑熱順化した作業員については、下記の時間を目安に、定期的に休憩を取れるようにし、暑熱順化していない作業員は、より長い時間の休憩を取れるように配慮しましょう。

WBGT基準値については、
以下のサイトを参考にしてください



【職場のあんぜんサイト】

休憩時間の目安	WBGT基準値からの超過			
1時間あたりの休憩時間	1℃程度超過	2℃程度超過	3℃程度超過	それ以上
	15分以上	30分以上	45分以上	作業中止が望ましい

5. 熱中症を防ぐためには

(1) 作業環境管理

① WBGTの低減など

WBGT指数計で作業現場のWBGTを確認してください。WBGTが、WBGT基準値を超える（おそれがある）作業場所においては、簡易な屋根、通風、冷房設備、ミストシャワー等の散水設備などを設置し、WBGTを提言するよう検討しましょう。

② 休憩場所の整備など

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を確保しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、飲料水、塩飴、経口補水液などを設置しましょう。



熱中症予防啓発キャラクター

チューイ カン吉

(2) 作業管理

① 作業時間の短縮など

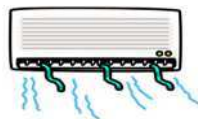
WBGTが高いときは、単独作業を控え、WBGTに応じて作業の中止、こまめに休憩をとる、日陰の所から作業を行うなどの工夫をしましょう。

② 熱への順化

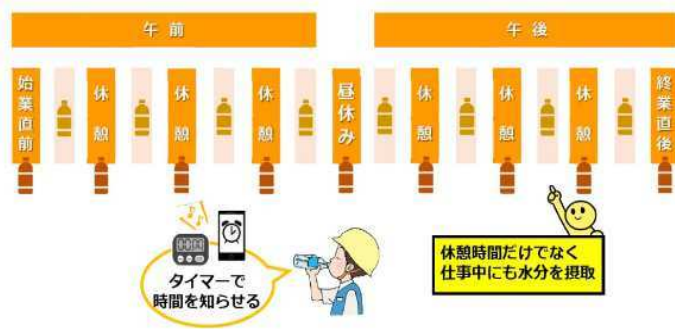
暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。特に、梅雨明けの時期、入職直後や夏季休暇明けの方は注意が必要です。

③ 水分・塩分の摂取

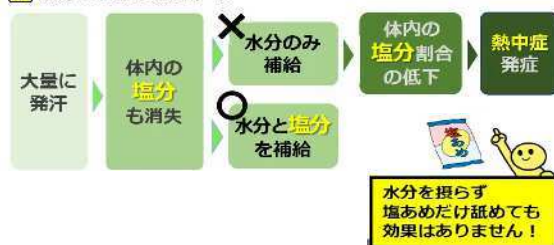
のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。



一般的な建設作業現場の休憩サイクルと水分補給例



⚠ 塩分を同時に補給する



④ 服装など

作業着、帽子、ヘルメット等は通気性の良いものを準備しましょう。
空調服、クールベスト等、**身体を冷却する機能をもつ服を積極的に活用**しましょう。



⑤ プレクーリング

WBGTが高い暑熱環境で、作業強度を下げたり通気性の良い服装の採用が困難な作業においては、作業開始前に体表面を冷却したり、冷水や流動性の氷状飲料などを摂取して体内から冷却するなど、あらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えましょう。

(3) 健康管理

① 健康診断結果に基づく対応

糖尿病、高血圧症、心疾患などは、**熱中症にかかりやすく、重症化しやすい傾向があります**。もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づく就業上の措置を徹底しましょう。

薬の作用で心身機能が低下
▼
発汗抑制・脱水症状
生活習慣病・うつ病・不眠症の治療をしている人は特に注意が必要

② 日常の健康管理など

作業開始前に、睡眠不足、前日の多量飲酒、体調不良等の**健康状態を確認**し、必要に応じて作業の配置換え等を行いましょう。作業中は巡視等により、作業者が確実に水分・塩分を摂取しているか、作業者の健康状態に異常はないかを確認しましょう。

前日のチェック	仕事前のチェック
☒ 仕事前日の飲酒は控えめに	☒ よく眠れたか
☒ ぐっすり眠る	☒ 食事をしたか
☒ 熱中症警戒アラート確認	☒ 体調は良いか
	☒ 二日酔いしていないか
	☒ 熱中症警戒アラート確認

仕事中のチェック
☒ 単独作業を避け、声をかけ合う
☒ 監督者は現場パトロール
☒ 水分・塩分の補給
☒ こまめに休憩

詳しくはコチラ

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

(4) 労働衛生教育

熱中症の予防には、熱中症に対する知識が不可欠です。作業を管理する者や労働者に対して、あらかじめ労働衛生教育を行ってください。



【職場における熱中症予防情報】



【働く人の今すぐ使える熱中症ガイド】

(5) 異常時の措置

体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるよう配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認してください。異常を認めたときは、**躊躇することなく救急隊を要請**してください。

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったら...



(6) 熱中症予防管理者等の業務

熱中症予防管理者等は、作業内容に応じたWBGT基準値の設定や、服装による着衣補正の必要性の確認を行うとともに、対策の実施状況の確認、暑熱順化の確認および実施、作業前の体調確認、WBGTの測定と評価、緊急時の対応体制の周知、水分・塩分摂取状況の確認、退勤後の体調悪化への注意喚起などの業務を行います。

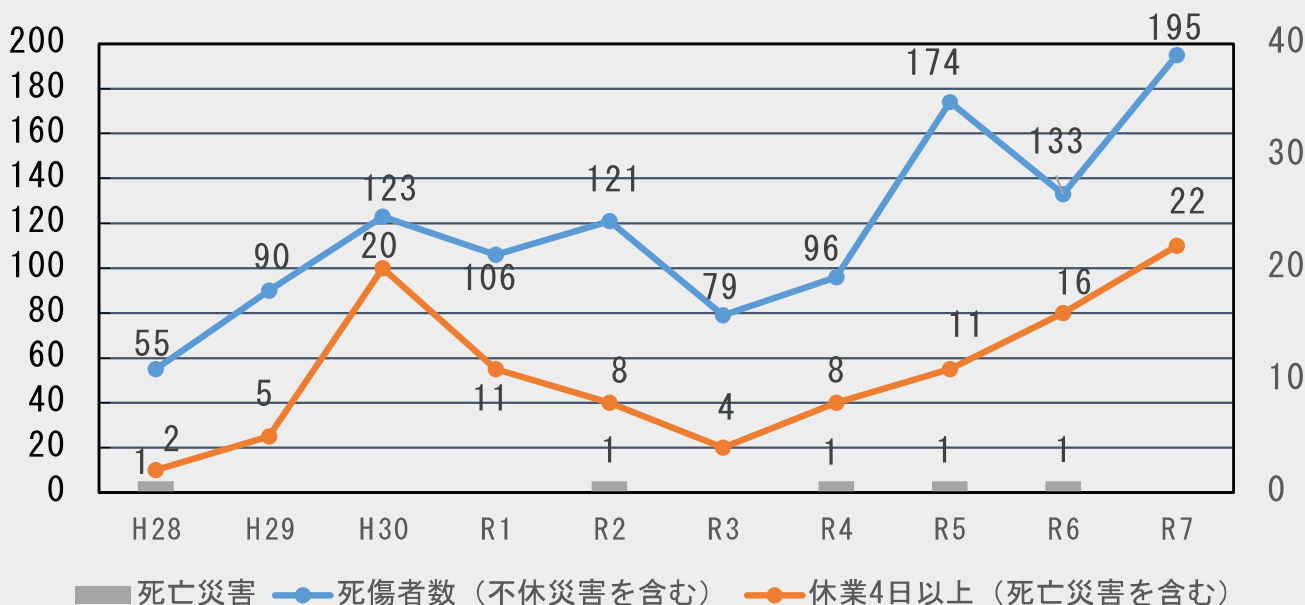
6. 石川県内の職場における熱中症の発生状況

(1) 熱中症による死傷者数の推移

令和7年の石川県内の職場で発生した熱中症による死傷者数（仕事を休まずに病院を受診したもの（不休災害）を含む）は**195人**で、**過去10年で最多件数**となりました。

死亡災害は令和4年から3年連続で発生していましたが、**令和7年は0件**となった。また、休業4日以上を要するものは22人（対前年6人増）発生となり、4年連続の増加となりました。

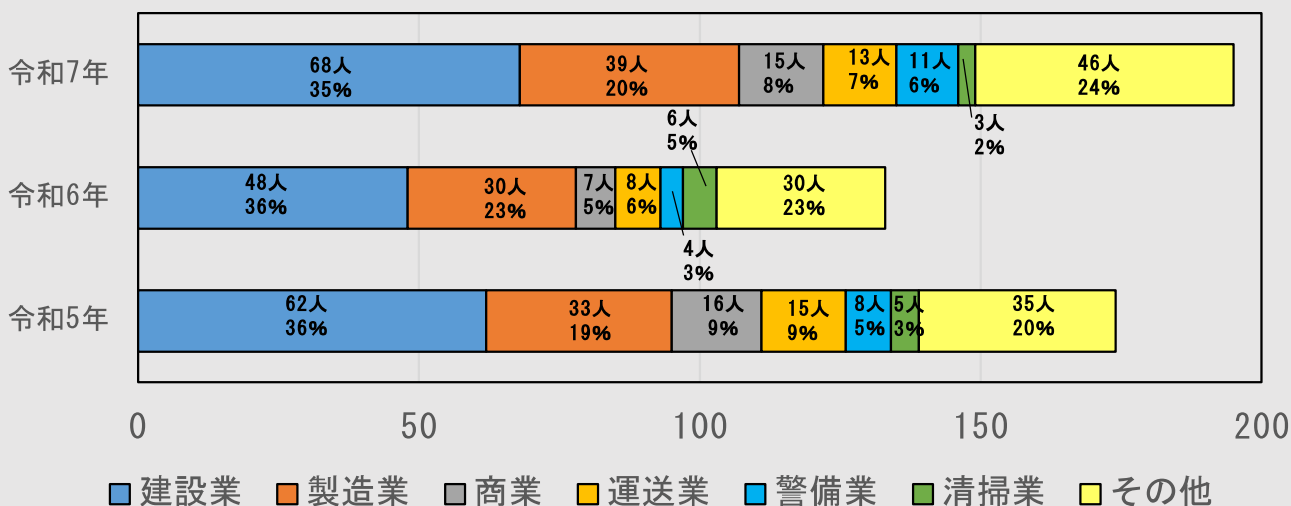
石川県における熱中症による死傷者数の推移（過去10年間）



(2) 熱中症による死傷者の業種別発生状況の推移

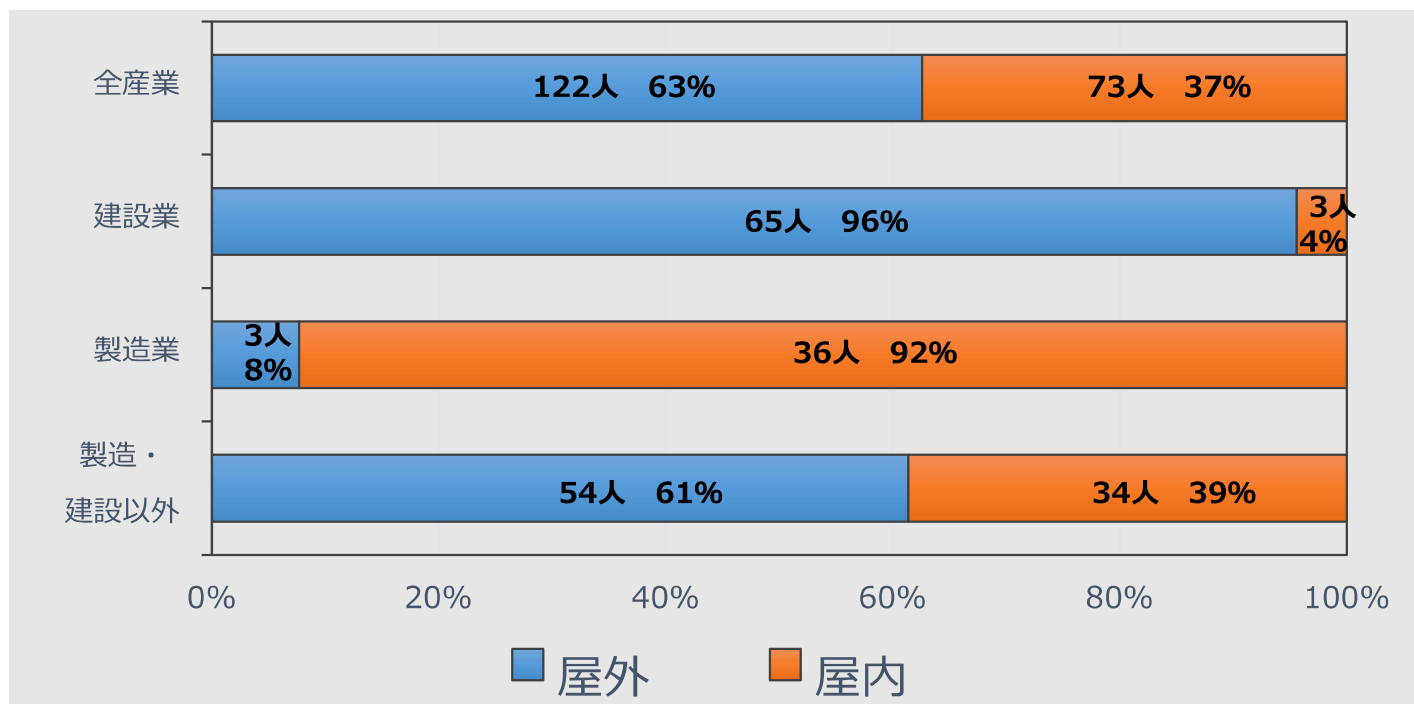
令和6年の業種別の内訳は、**建設業が68人（35%）**、**製造業が39人（20%）**、**これらの2業種で全体の半数以上を占めています**。一方で、商業、運送業、警備業、清掃業、その他の業種でも依然として多数の発生が見られ、熱中症は業種を問わず広く発生している状況が続いています。

業種別発生状況の推移（過去3年間）



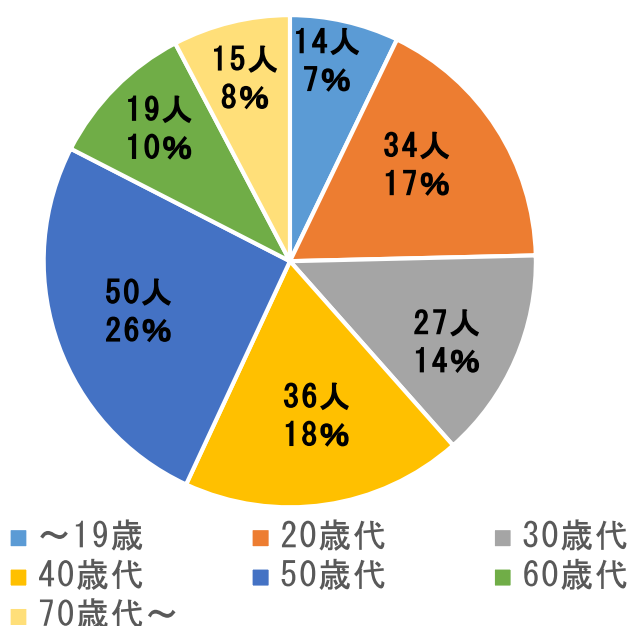
(3) 業種別での熱中症発生場所（令和7年）

建設業では96%が屋外での作業で発生しており、製造業では92%が屋内での作業で発生しております。その他の業種では、屋外（63%）及び屋内（37%）に関わらず熱中症が発生しています。



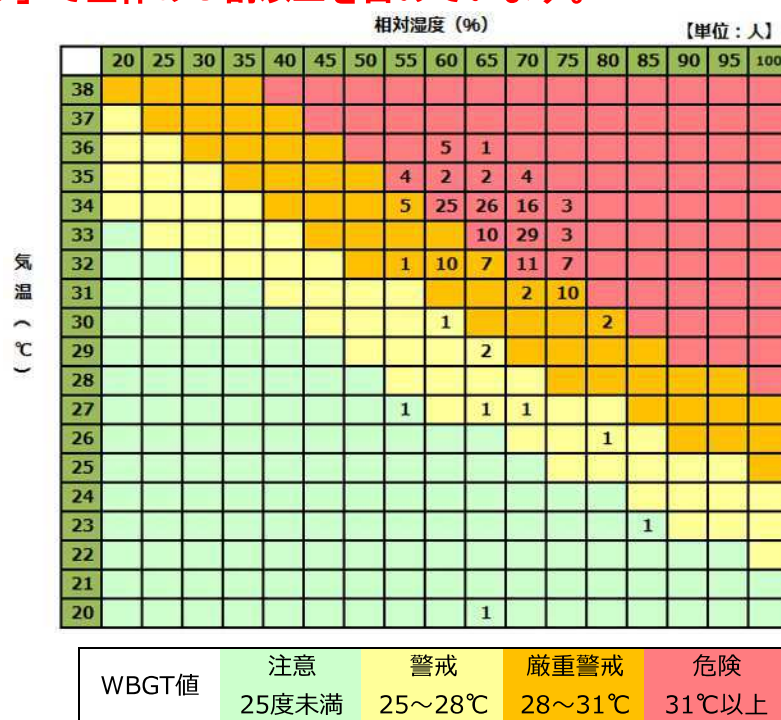
(4) 年齢別発生状況

年齢別では、50歳代で26%、40歳代で18%、20歳代で17%占めており、年齢に関係なく熱中症が発生しています。



(5) 暑さ指数分布図から見た発生状況

災害発生時の気温と湿度から求めたWBGTによると、**WBGT「危険レベル」及び「厳重警戒レベル」**で全体の9割以上を占めています。



※1 気温及び湿度は金沢地方気象台による観測値

※2 WBGTは、日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針」における「室内を対象とした気温と相対湿度からWBGTを簡易に推定する図」を参考に算出

(6) 石川県内での熱中症発生事例

① 過去に発生した死亡災害事例

	発生年月	時間帯	年齢	業種	発生状況
1	平成24年8月	17:00	60代	清掃業	鉄筋コンクリート造9階建てビル内の5階トイレで定期清掃に従事していた被災者が、トイレ内で倒れているところを同僚が発見、病院へ搬送されたが死亡した。
2	平成28年8月	12:00	40代	建設業	舗装工事において、アスファルトを同僚1名と共に切断する作業を行い、正午前に作業が終了し、後片付けをしていたところ、気分が悪くなり倒れこんだ。病院へ搬送されたが死亡した。
3	令和2年8月	13:00	50代	製造業	工場内で、段ボールケースをパレットに積み込む作業中に、体調が悪くなり病院へ搬送し治療を受けていたが死亡した。冷感マスクを着用していた。
4	令和4年6月	17:40	40代	建設業	富山県で開催された試験が終わり、帰社するため社有車で北陸自動車道を金沢方面に向かっていている途中、気分が悪くなったためP.A.に寄ったところ、そこで意識がなくなり、同乗していた社員が救急車を手配し、救急搬送されたが2日後に死亡した。高温環境下で通気性の悪い服装での作業を行ったことにより熱中症を発症したもの。
5	令和5年7月	14:50	50代	建設業	地上から深さ2.3mの箇所で型枠作業中、辛そうにしていたので、休憩を指示し休憩所へ向かった。自力で飲み物を飲めない状況であったため救急車を要請し入院したが、熱中症で死亡したもの。
6	令和6年8月	14:00	70代	その他の事業	被災者は事務所周辺の草刈りを一人で行っていたが、土手付近で倒れているところを発見されたもの。

② 令和7年に発生した災害事例

	発生年月	時間帯	年齢	業種	休業日数	発生状況
1	令和7年7月	15:00	50代	建設業	7日	被災者は、木造家屋の解体工事現場において、廃材の仕分け作業に従事していた。15時頃から足が痙攣する等の症状が出始めて動けなくなったため、作業を中止し帰宅した。しかし翌日になっても症状が回復しないことから病院で受診し、そのまま入院することとなった。 当日の最高気温は32度を超え、梅雨明け後の急激に気温が上昇した時期であった。
2	令和7年8月	15:00	60代	建設業	4日	被災者は、道路舗装工事現場において、アスファルトフィニッシャーの手元作業に従事していたところ、15時頃に作業を行っている最中に嘔吐を発症した。直ちに作業を中断し、病院へ搬送した。 当日は最高気温が32度を超え、連日高温の中での作業が続いていた。
3	令和7年7月	15:30	40代	製造業	5日	被災者は、製造工場建屋内において製品の検査作業を行っていた。昼前頃から頭痛を自覚していたが我慢をして作業を継続していたところ、15時過ぎには手足が震えるようになり歩行ができない状態となったため、作業を中断し、病院へ搬送した。 工場内にはスポットクーラーが設置されているが、生産工程上常に室温は30度を超え、湿度も高い環境であった。
4	令和7年8月	10:45	60代	運送業	7日	被災者は、事業場構内において、荷物の積み下ろし、仕分け、梱包等の作業を行っていたところ、作業開始から2時間程度経った10時頃から気分が悪くなり、ふらつき転倒し頭部を強打した。 当日の構内は気温が32℃程度あり、湿度も高い環境であった。

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

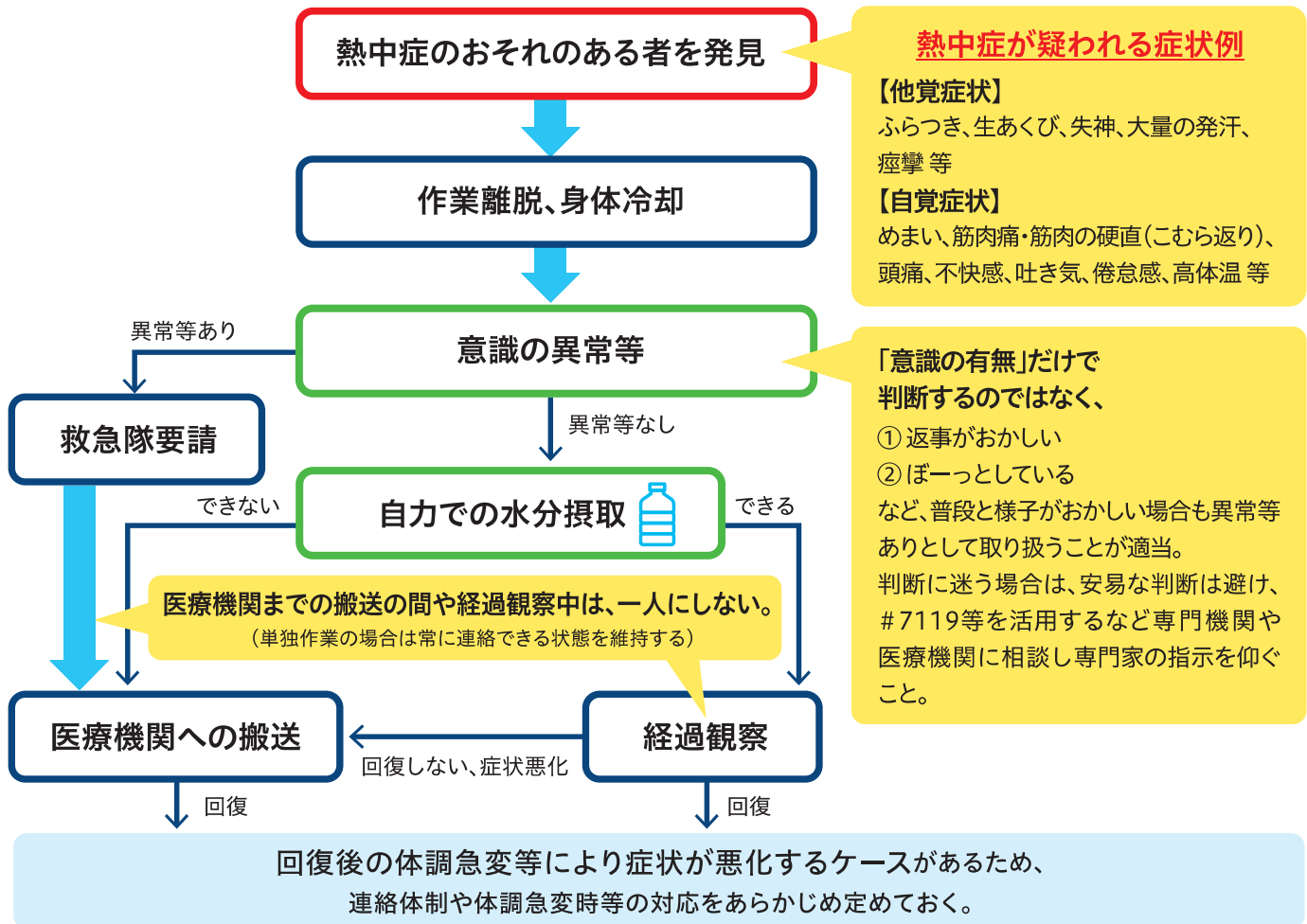
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

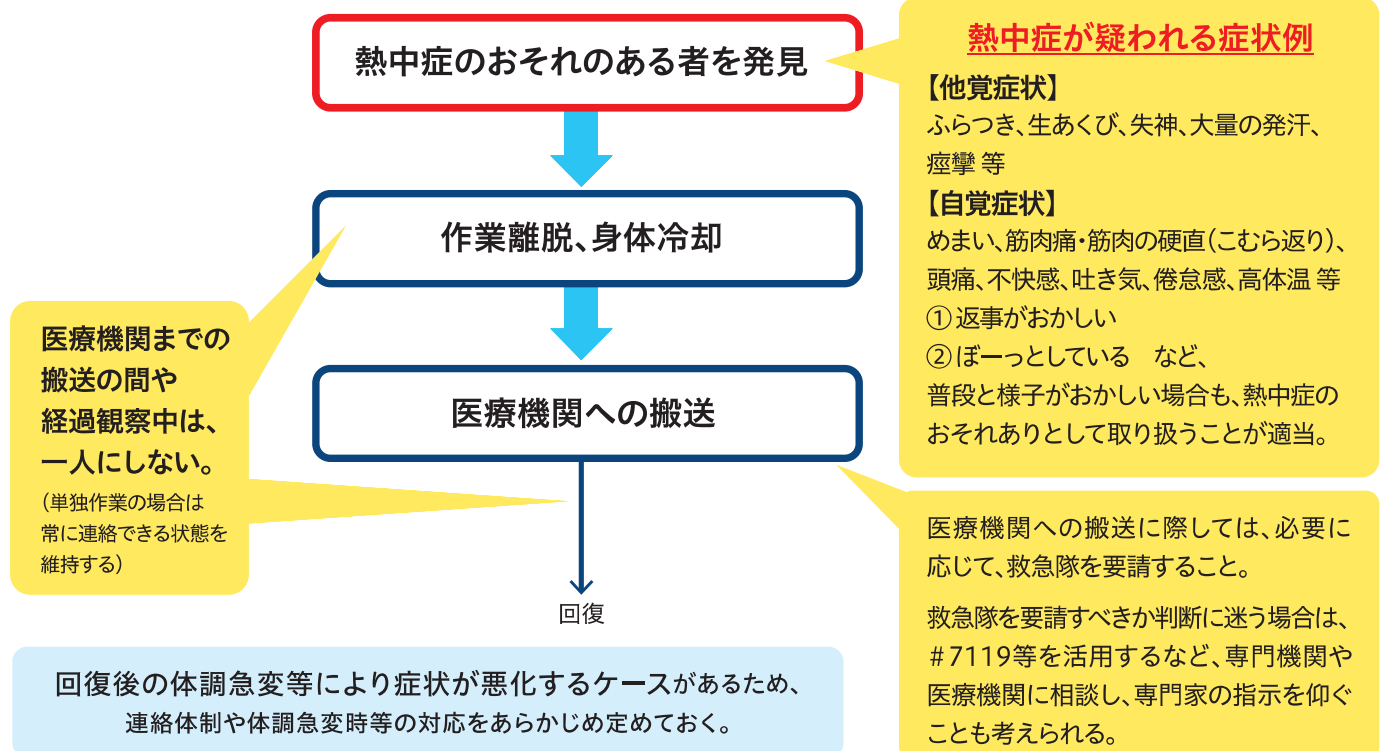
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

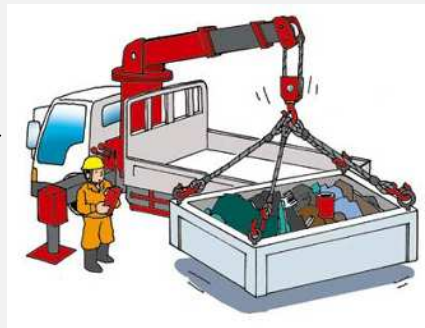
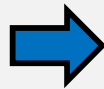


高度安全機械等導入支援補助金事業

近年、機械による事故の防止をサポートする様々な技術開発が行われていますが、産業現場の車両系建設機械においてもこれらの技術を活用し労働災害の防止を推進することが重要です。しかし、資力の乏しい中小事業者等においてはこれらの導入は困難であるため、令和4年度から、**中小事業者等を対象として、高度な安全性能を有する車両系建設機械の導入等のための経費の一部を補助**しています。

高度安全機械補助金

補助対象：高度な安全機能を有する車両系建設機械の導入等のために要する費用
(補助対象経費の1/2又は基準額のいずれか低い方を補助)



建設業労働災害防止協会

厚生労働省が指定した安全機能を有する機械導入のための当補助金事業の公募を実施

補助金



高度安全機械等導入事業者 (中小事業者等)

指定された対象機械を導入する
中小事業者等に対し、審査の上、交付決定

補助金〔^{上限}100万円〕を活用して トラッククレーンの 過負荷防止装置を 導入しましょう！

—高度安全機械等導入支援補助金
(R8年度、厚生労働省)のご案内—

一般社団法人 日本クレーン協会

補助金

上限

100 万円

申請期間

令和8年5月15日～

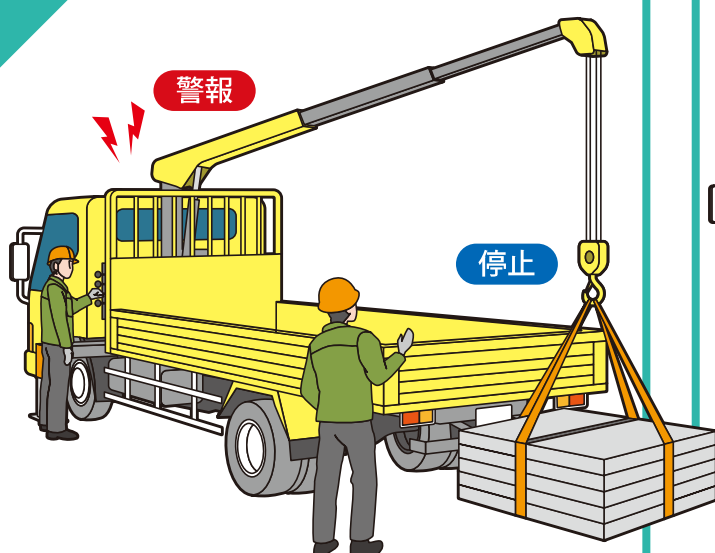
令和9年1月28日

積載形トラッククレーンに高度な安全性能を有する過負荷防止装置を導入する
中小企業事業者に対する補助金として、令和7年度から次が対象となりました。

- ①積載形トラッククレーン過負荷制限装置の基準(JCAS2209-2024)の適合品
- ②屈曲ジブ式積載形トラッククレーン過負荷制限装置の基準
(JCAS2204-2021)の適合品

1

積載形トラッククレーン



2

屈曲ジブ式積載形
トラッククレーン



トラッククレーンの転倒による死亡災害はこの10年で18件発生しており、過負荷による転倒が最も多くなっています。

過負荷防止装置は、過負荷となった場合に警報を発する機能または停止する機能を有するものがありますが、停止機能を有するもののほうが人の注意に頼ることなく安全性が高いので停止機能を有するもののみが補助金の対象となっています。①には積載する荷が多ければ過負荷とまらない範囲が拡大するよう工夫されたものが含まれ、安全性と効率性を両立することができます。

① 補助金のポイント

- 補助対象:建設業許可を有する中小企業
- 補助内容:安全装置の購入費用の最大1/2を補助
補助額の上限は、安全装置1機当たり100万円
- 申請期間:令和8年5月15日～令和9年1月28日(予算上限に達し次第終了)
- 対象機械:積載形トラッククレーン、油圧ショベル、ホイールローダー、締固め用機械など

② 申請可能な積載形トラッククレーン『過負荷防止装置』の条件等

以下の3点を満たす積載形トラッククレーンの『過負荷防止装置』であれば申請が可能です。

条件1

つり上げ荷重が3t未満の積載形トラッククレーンに取り付ける『過負荷防止装置』であること。

条件2

過負荷となった場合に警報を発し、かつ、停止する機能を有するものであること。

条件3

JCAS2209-2024「積載形トラッククレーン過負荷制限装置の基準」、又はJCAS2204-2021「屈曲ジブ式積載形トラッククレーン過負荷制限装置の基準」に適合する型式であること。

※申請する積載形トラッククレーンが、当該規格に適合するか不明な場合は、各メーカーにお問い合わせください。

補助金を活用し、より安全な作業環境を整えましょう!

詳しくは、建災防補助金ホームページをご覧ください。

<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/>

＜日本クレーン協会でも相談を受け付けています。＞

日本クレーン協会 技術部 E-mail:jca-gijutsu@cranenet.or.jp

令和 8 年度高度安全機械等導入支援補助金事業交付要領

第 1 目的

この交付要領は、令和 8 年度高度安全機械等導入支援補助金事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、車両系建設機械等（以下単に「機械」という。）を所有する者が最新の高度な安全性能を有する機械に更新するための改修若しくは買換えに要する経費又は最新の高度な安全性能を有する新たな機械を新たに購入する者が当該購入に要する経費の一部に対して補助金（以下「導入支援補助金」という。）を交付することにより、高水準の安全性能を有する機械の導入を促進し、もって労働災害の防止に資することを目的とする。

第 2 事業内容等

事業内容は、導入支援補助金を交付する事業（以下「補助事業」という。）の実施とし、補助事業を実施する者を補助事業者という。

第 3 導入支援補助金の交付事業

1 交付の対象となる事業及び経費

導入支援補助金の交付の対象となる者は、別表中第 1 欄に掲げる導入支援補助金の対象となる機械（以下「補助対象機械」という。）を所有し、又は新たに購入する者とし、補助事業者は、補助対象機械の更新のための改修若しくは買換え又は新たな購入に要する経費のうち、同表中第 2 欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において導入支援補助金を交付する。

2 導入支援補助金の交付を申請できる者

導入支援補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者のうち建設業許可を有するものその他補助事業者が適当と認める者とする。

- （1）資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が 300 人以下の事業者であって、下記（2）から（4）までに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- （2）資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の法人である事業者又は

常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(3) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

(4) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

3 導入支援補助金の交付額の算定方法

導入支援補助金の交付額は、別表中第4欄に掲げる方法により算出するものとし、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

4 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる業務を適切に行うための体制を整えなければならない。

(1) 広報・相談業務

ア 導入支援補助金の公募及び広報

イ 導入支援補助金に関する問合せ等への対応

(2) 導入支援補助金の審査等業務

ア 導入支援補助金の交付決定に関する審査基準の作成等及び審査委員会の設置運営

イ 導入支援補助金の交付（導入支援補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）の受付及び審査から導入支援補助金の支払までを含む。）

ウ 上記業務に附帯する業務

5 交付の手続等

補助事業者は、導入支援補助金の交付の手続き等を本交付要領とは別に定めるものとする。

6 導入支援補助金の公募

(1) 補助事業者は、一事業年度内におおむね30日以上のお公募期間を1回以上設けるものとする。

- (2) 補助事業者は、申請総額が予定額を上回った場合には、公募を中止することができることとし、この場合、補助事業者ホームページ等に掲載することにより周知することとする。
- (3) 申請の受付は、原則として申請者が導入支援補助金に係るウェブサイトに入力することにより登録し、補助事業者が申請者のメールアドレス宛てに登録番号を送付した上で、交付申請書等を電子申請、郵送等し、申請者が必要事項を記入し、電子申請、郵送等した交付申請書を受理する方法により行うこととする。
- (4) 申請の取下げ
申請後、交付決定前において、申請者から文書による申請取下げの申立てがあった場合には、補助事業者は速やかに事務処理を止め、交付決定後にあっては、申請者からの文書による取下げの申立てを受けて、交付決定を取り消すものとする。

7 導入支援補助金の交付決定

- (1) 補助事業者は、導入支援補助金の交付を決定するに当たり、以下の事項が確保されていることを確認する。
 - ア 申請者が上記2の導入支援補助金の交付の申請者に該当すること。
 - イ 申請者が、労災保険に加入し、かつ要件を満たす者については雇用保険及び社会保険等に参加しているとともに、次に掲げる事項を全て満たすこと。
 - ① 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令（※）違反により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を講じ、「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
 - ② 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
 - ③ 申請者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団を

いう。以下同じ。)ではなく、申請者の役員等が暴力団員(同法第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。)ではなく、申請者の役員等が暴力団又は暴力団員を利用する、資金等を供給する、便宜を供与する等関与したり、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有したりしていないこと。

ウ 補助対象機械が別表中第2欄のア、イ、ウ及びエのいずれかの基準に適合すること。

(2) 導入支援補助金の交付決定

上記(1)の要件を満たす申請者から申請された導入支援補助金の申請総額が、公募期間中に導入支援補助金の予定額を上回った場合、補助事業者は、申請書類及び添付すべき資料の整った申請者から順に導入支援補助金の予定額に達するまで交付を決定していくものとする。

8 導入支援補助金の額の確定等

(1) 導入支援補助金請求

導入支援補助金の交付決定を受けた者は、当該決定に係る補助対象機械を購入した後、補助事業者を導入支援補助金請求を行わなければならない。なお、導入支援補助金請求書に記載すべき事項、添付すべき証拠書類、報告等期日等については、補助事業者が本交付要領とは別に定める。

(2) 導入支援補助金の額の確定等

補助事業者は、実績報告を受けた場合には、審査の結果、その報告に係る補助対象経費が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき導入支援補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(3) 導入支援補助金の支払い

補助事業者は、導入支援補助金の額を確定した後、遅滞なく導入支援補助金を申請者に支払うものとする。

9 協議

補助事業者は、上記1から8に定める事項のほか、事務処理に当たって生じた疑義は、随時、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課に

報告し、協議するものとする。

第4 不正の防止

1 交付決定の解除等

補助事業者は、申請者に下記の事実が認められた場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が、導入支援補助金を補助対象機械の更新以外の用途又は更新に要する経費のうち補助対象経費以外に使用した場合
- (2) 申請者が、補助対象機械を交付決定後5年以内に他の者に譲渡した場合
- (3) 申請者が、上記第3の1、2及び7(1)に規定する事項への違背のほか、不正、怠慢その他不適切な行為を行った場合
- (4) 申請者が、暴力団排除の誓約事項に違反した場合
- (5) 申請者が、補助事業者又は厚生労働大臣（以下「大臣」という。）の指示に従わない場合

2 申請者からの返還額等の取扱い

補助事業者は、上記1の規定に基づき交付決定を取り消した場合に、既に当該解除に係る部分について導入支援補助金が交付されているときは、期限を附して当該導入支援補助金の返還を命ずるものとする。

3 秘密の保持

補助事業者は、補助事業の実施に当たり知り得た個人又は申請者等の情報について、適切に管理する体制を整え、その秘密を保持する。

4 暴力団排除に関する誓約

補助事業者は、申請者による暴力団排除に関する誓約事項について、導入支援補助金の交付前に再度確認しなければならない。

第5 財産の管理

補助事業者は、事業開始後速やかに申請者への導入支援補助金の交付簿を整備し、申請者の氏名、交付金額等の情報を管理するものとする。

第6 財産の処分

補助事業者は、過年度に補助金を受給した申請者から財産処分に係る承認申請等があった場合には、承認等の所要の手続きを行うものとし、

詳細は補助事業者が本交付要領とは別に定めるものとする。

第7 指導監督等

- 1 大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この交付要領に基づき指導監督を行う。
- 2 大臣は、上記第4の2の規定に基づき、申請者から導入支援補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対して、これを国庫に返還させ、又は納付させることがある。

別表

1 補助対象機械	2 補助対象経費	3 基準額	4 交付額の算定方法
ア つり上げ荷重が3トン未満の移動式クレーンのうち、過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置（以下「過負荷防止装置」という。）であって、移動式クレーン構造規格（平成7年厚生労働省告示第135号）第27条の規定に適合しないものを装備したもの	ア 既存の過負荷防止装置を次の基準の全てに適合する過負荷防止装置に更新するための改修、買換えに要する経費及び次の基準の全てに適合する過負荷防止装置の新たな購入に要する経費 ① 過負荷となった場合に警報を発し、かつ、停止する機能を有するもの ② （一社）日本クレーン協会規格 JCAS2209-2024「積載型トラッククレーンの過負荷制限装置の基準」又は JCAS2204-2021「屈曲ジブ式積載型トラッククレーン過負荷制限装置」のいずれかに適合するもの	ア 1機当たり200万円	第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額の2分の1を交付額とする。 なお、複数の機械に係る申請があった場合、同一申請者当たりの交付額の合計は500万円を上限とする。
イ 油圧式ショベル系掘削機（パワー・ショベル、ドラグ・ショベル）	イ 既存の油圧式ショベル系掘削機を次の基準に適合する油圧式ショベル系掘削機に更新するための改修、買換えに要する経費及び次の基準に適合する油圧式ショベル系掘削機の新たな購入に要する経費	イ	同上

	① 厚生労働省が安全性能を有すると認めるものとして別に定める近接センサー（動作の停止、減速等を伴うもの） ② 厚生労働省が安全性能を有するものとして定める監視モニター（複数カメラを有するもの）	① 1機当たり200万円 ② 1機当たり100万円	
ウ 車輪式トラクター・ショベル（トラクター・ショベルのうちホイール式のもの）	ウ 既存の車輪式トラクター・ショベルを次の基準に適合する車輪式トラクター・ショベルに更新するための改修、買換えに要する経費及び次の基準に適合する車輪式トラクター・ショベルの新たな購入に要する経費 ① 厚生労働省が安全性能を有すると認めるものとして別に定める近接センサー（動作の停止、減速等を伴うもの） ② 厚生労働省が安全性能を有するものとして定める監視モニター（複数カメラを有するもの）	ウ ① 1機当たり200万円 ② 1機当たり100万円	同上
エ 締固め用機械（人が搭乗するものに限	エ 既存の締固め用機械を次の基準に適合する締固め用機械に更新するため	エ	同上

る。以下同じ。)	の改修、買換えに要する経費及び次の基準に適合する締固め用機械の新たな購入に要する経費 ① 厚生労働省が安全性能を有すると認めるものとして別に定める近接センサー（動作の停止、減速等を伴うものの） ② 厚生労働省が安全性能を有するものと認めるものとして別に定める監視モニター（複数カメラを有するもの）	① 1 機当たり 200 万円 ② 1 機当たり 100 万円	
-----------------	---	---	--